



埼玉県報

第91号
令和2年(2020年)
3月24日
火曜日

目次

訓令

- 埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令（監査第一課）

告示

- 明戸北部土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 川口都市計画下水道事業川口公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま東村山線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道所沢武蔵村山立川線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示（荒川右岸下水道事務所）
- 埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示（監査第一課）
- 埼玉県監査基準の公表（監査第二課）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）
- 外来魚の再放流禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）

訓 令

埼玉県監査委員 埼玉県代表監査委員 訓令第一号

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳
埼玉県代表監査委員	山本光紀

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年

埼玉県監

査委員

訓令第一号)の一部を次のように改正する。

査委員

別表第一の一般の事務の事務局長専決事項の欄14中「24」を「25」に改め、同欄17中「23」を「24」に改め、同欄18中「10」を「9」に改め、同欄21中「16」を「15」に改め、同欄27中「22」を「23」に改め、同欄34中「29」を「30」に改め、50を削除する。二事務局の職員の服務等に関する事務の事務局長専決事項の欄13中「配偶者同行休業条例において準用する場合を含む。」を「配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する場合を含む。」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
明戸北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和二年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	坂田 良造	埼玉県深谷市江原九百四十九番地

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号で告示した川口都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

川口市

二 都市計画事業の種類及び名称

川口都市計画下水道事業川口公共下水道

三 事業施行期間

昭和十四年十一月十六日から令和三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から令和五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

- (一) 収用の部分
変更なし

- (二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第五百一十一号及び平成三十一年埼玉県告示第二百四十四号の事業地に、所沢市大字南永井字井頭並びに大字坂之下字大和田街道、字新田前、字神明前、字甲館出、字丙明改原及び字丸久保を加える。

(2) 雨水

ロ 合流区域

- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分
変更なし
- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止三丁目九二八番五地先から同市野火止三丁目九四四番八地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一八七・八四メートル</p>	<p>備考 平成二十一年十二月四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたま東村山線 新座市野火止三丁目九二八番五地先から同市野火止

三丁目九四四番八地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年三月二十五日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
後四十番一地先まで	所沢市大字山口字山下後四十番一地先から同市大字山口字山下	区 間
一八・二五	十五・七五	敷地の幅員 (メートル)
六・九五		延長 (メートル)
よる	所沢市道拡幅事業に	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢武蔵村山立川線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
後四十番一地先まで	所沢市大字山口字山下後四十番一地先から同市大字山口字山下	区 間
一八・二五	十五・七五	敷地の幅員 (メートル)
六・九五		延長 (メートル)
よる	所沢市道拡幅事業に	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
一五〇〇番七四地先まで 番七四地先から同市福岡二丁目 ふじみ野市福岡二丁目一五〇〇		区 間
一六・〇〇〃 一八・六〇	一六・〇〇〃 一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
七五・七八		延長 (メートル)
る 基づく承認工事によ 道路法第二十四条に		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

<p>本庄寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字甘粕字関在家 一二二番一地先から同郡同町大 字甘粕字関在家一〇四番四地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年十二月二十二日付け埼 玉県本庄県土整備事務所長告示第八 号で告示した道路予定区域の供用開 始である。延長一五三・二〇メー トル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 本庄寄居線

児玉郡美里町大字甘粕字関在家一二二番一地先から同郡同町大字甘粕字関在家一〇四番四地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年三月二十五日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和二年三月十七日

指令川建セ第〇一〇〇二一号

二 検査済証番号

令和二年三月十九日

川建セ第〇一〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字水穴四百四十三番一、四百四十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字馬場八十七番地二

株式会社眞理恵 代表取締役 馬場 和久

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年三月二十四日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県和光市新倉六丁目1番
1号
- 3 随意契約の相手を選定した日
令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手の氏名及び住所
イシガキ・メタウォーターサービス・トーニチ共同企業体
代表構成員
株式会社長崎イシガキ 長崎県長崎市勝山町37番地
構成員
メタウォーターサービス株式会社 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
株式会社トーニチ 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目402番地
- 5 随意契約に係る契約金額
1,252,000,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月二十四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員規程（平成三年埼玉県監査委員告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「監査実施基準」を「監査基準」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）により新設された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十八条の四第一項の規定に基づき埼玉県監査基準を策定したので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和二年三月二十四日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	高 橋 政 雄
埼玉県監査委員	新 井 一 徳

埼玉県監査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（以下「法」という。）第198条の4及び埼玉県監査委員規程第2条の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般基準

(基本方針)

第2条 監査、検査、審査その他の行為を行うに当たっては、県の財務に関する事務の執行、県の経営に係る事業の管理及び県の事務又は県の執行機関の権限に属する事務（地方自治法施行令第140条の5第2項に規定する事務を除く。）の執行が、法令に適合し、正確で、かつ法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて特に配慮するものとする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、知事及び関係のある委員会又は委員（以下「知事等」という。）に提出する。

(監査の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 定期監査

イ 定義 法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、各機関に対し財務及び事務の執行について、期日を定めて年1回以上実施する監査をいう。

ロ 目的

(1) 財務に関する事務の執行の監査（財務監査）は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。

(2) 経営に係る事業の管理の監査（事業管理監査）は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。

(3) 監査対象機関の事務の執行等についての監査（行政監査）は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

二 特定事務監査

- イ 定義 法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行又は同条第2項に規定する事務の執行について、テーマを定めて実施する監査をいう。
- ロ 目的 監査委員が特に重点的に監査を実施する必要があると認められる特定の事務又は事業について、法令等に従って適正に処理されているか、費用対効果に配慮したものとなっているか、あるいは所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とした監査を必要に応じて行う。

三 随時監査

- イ 定義 法第199条第5項に規定する監査をいう。
- ロ 目的 定期監査や特定事務監査とは別に、特定の事案について監査を行う必要がある場合、あるいは不正事件等が発生し急遽監査を行う必要がある場合などにおいて、監査委員会議の決定を経て実施する。

四 財政的援助団体等監査

- イ 定義 法第199条第7項に規定する県が出資する団体（以下「出資団体」という。）、補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）、又は法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理を行っている団体（以下「指定管理者」という。）に対する監査をいう。
- ロ 目的
 - (1) 出資団体に対する監査は、当該団体について、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼とし、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意して実施する。
 - (2) 補助金等交付団体に対する監査は、県が財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って有効かつ効率的に執行されているか、当該団体に対する指導監督は適正に行われているかを主眼とする。
 - (3) 指定管理者に対する監査は、公の施設の管理が、管理に当たっての協定や条件として定められた基準などに従って適切に行われているか、会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

五 現金出納検査

- イ 定義 法第235条の2第1項に規定する検査をいう。
- ロ 目的 現金の出納保管の状況について、毎月の計数を確認するとともに、財政収支の動態を主として計数面から把握し、検証することを主眼とする。

六 指定金融機関等監査

- イ 定義 法第235条の2第2項の規定により、監査委員が必要がある

と認めるときに行う監査をいう。

- ロ 目的 指定金融機関等が取り扱う公金の収納及び支払の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼とする。

七 決算審査

イ 定義 法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に規定する審査をいう。

- ロ 目的 決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、会計処理が適正に行われているかどうかを主眼とする。

八 基金運用状況審査

イ 定義 法第241条第5項に規定する審査をいう。

- ロ 目的 基金運用状況調書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、会計処理が適正に行われているかどうかを主眼とする。

九 健全化判断比率等審査

イ 定義 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に規定する審査をいう。

- ロ 目的 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率の算出が適正に行われているかを確認するとともに、県財政の健全度を審査することを主眼とする。

十 内部統制評価報告書審査

イ 定義 法第150条第5項に規定する審査をいう。

- ロ 目的 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査することを主眼とする。

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するた

め研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとりて遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第7条 監査委員は、この基準にのっとりて、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(実施計画)

第8条 監査委員は、監査等のうち、定期監査、財政的援助団体等監査、現金出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査並びに内部統制評価報告書審査については毎年度、実施計画を策定するものとする。

- 2 実施計画は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、策定するものとする。

- 3 実施計画には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 監査等の種類

二 実施方針

三 実施機関（団体）

四 対象年度

五 実施方法、実施期間及び実施場所

六 結果の報告及び公表

七 執行上の留意事項

- 4 監査委員は、実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、実施計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第16条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

る。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第15条 監査委員は、定期監査、特定事務監査、随時監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、知事等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、現金出納検査及び指定金融機関等監査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他

監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 この基準に準拠している旨
 - 二 監査等の種類
 - 三 監査等の対象
 - 四 監査等の着眼点（評価項目）
 - 五 監査等の実施内容
 - 六 監査等の結果
- 2 前項第六号の監査等の結果には、第3条第1項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において第2条第1項に掲げる趣旨が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 3 第1項第六号の監査等の結果には、第3条第1項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において第2条第1項に掲げる趣旨が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
 - 5 前項の是正又は改善が必要である事項のうち、定期監査、特定事務監査、随時監査及び財政的援助団体等監査に関するものについては、指摘事項及び注意事項に区分して記載するものとする。
 - 6 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

（合議）

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（定期監査、特定事務監査、随時監査及び財政的援助団体等監査に限る。以下同じ。）の決定
 - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - 四 決算審査に係る意見の決定
 - 五 基金運用状況審査に係る意見の決定
 - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を知事等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第5章 補則

(委任)

第20条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が定める。

附 則

- 1 この基準は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 監査事務実施要領(平成9年11月28日決裁)、埼玉県監査実施基準(平成9年11月28日決裁)、指摘事項の区分及び分類基準(平成3年12月17日決裁)、指摘事項の取扱い基準(平成9年1月31日決裁)、財政援助団体等監査指摘事項の取扱い基準(平成9年1月31日決裁)、監査復命書作成について(平成9年11月28日決裁)及び現金出納検査の実施に必要な事項(平成7年6月8日決裁)は、廃止する。
- 3 平成9会計年度を対象とする監査等の計画、実施及び結果に係る事務の取扱い並びに平成10年度に実施することをすでに計画している監査等に係る事務の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、平成14年3月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年8月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に実施した監査等の結果に係る事務の取扱いについては、なお、従前の例による。

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和二年三月二十四日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和二年三月二十四日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する目的で行う場合であって埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで